

富士市電子契約サービス導入支援等業務委託公募型プロポーザル審査要領

富士市電子契約サービス導入支援等業務委託（以下「本業務委託」という。）に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号を全て満たす者を対象に行う。

- (1) 別途定める「富士市電子契約サービス導入支援等業務委託公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査項目及び点数

選定委員は5人で総合点数は一人100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別紙「審査基準」のとおりとする。

3 プレゼンテーション

参加者から提出された企画提案書等を審査するため、次のとおり提案した参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所（予定）

日時：令和7年6月9日（月）

場所：富士市役所 市庁舎6階入札控室

(2) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションの準備時間は、1者につき10分以内とする。
- ② プレゼンテーションの説明時間は、1者につき30分以内とする。
- ③ プレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を15分程度設ける。
- ④ プレゼンテーションの提案者は、1者につき3名までとする。
- ⑤ プレゼンテーションの順番は別途通知する。
- ⑥ オンラインでの参加は不可とする。

4 審査方法

- (1) 選定委員会では、参加者から提出された提案書とプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各選定委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査終了後に、各選定委員の審査結果を集計し、総合計点数の高い

者から順に候補者と次点者を決定する。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。また、参考見積書の額が同額だった場合、選定委員の合議の上で候補者と次点者を選定する。

5 委託先の候補者及び次点者の選定

- (1) 全ての参加者のうち、総合評価点が最高位で、かつ、本業務委託を遂行する能力を有する者を受託候補者（以下「候補者」という。）として選定する。ただし、合計得点の平均が60点を超える者だけを対象とする。
- (2) 総合評価点が候補者の次に高く、かつ、本業務委託を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、候補者と同様に平均が60点を超える者だけを対象とする）。

6 その他

- (1) 審査のために配布した資料は、審査終了後、全て回収する。
- (2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を市のホームページで公表する。また、富士市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、その他の事項についても公開の対象となる。ただし、個々の選定委員の採点は公表しない。